

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月25日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 栗山 俊勝

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達の内容

汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの改修に関する業務

(2) 調達の特質等

【仕様概要】

オンライン申告を行う納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金の一括申告等、「汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（オンライン申告システム）」（以下「本システム」という。）の改修を行うこととする。

また、本システムの利用者（納付義務者）については、パソコン環境（ブラウザ（Internet Explorer）、OS（Windows）、基本ソフト（Microsoft Office））が一律ではないため、本システムが最新のパソコン環境等で使用可能か動作検証を行い、不具合等が発生した場合にはその原因を明らかにするとともにシステムの改修を行う。

(3) 期間

契約締結日～平成26年3月14日

(4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

(5) 提出書類等

- ① 「総合評価のために必要な書類（提案書）」及び入札書を提出しなければならない。
- ② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条(別紙参考)の規定に該当する者。
- (2) 平成25・26・27年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において入札の前日までに、「A」、「B」及び「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを提出できる者であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を受けていること。
- (5) 品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証を受けていること。
- (6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 「総合評価のために必要な書類」の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 8階
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課 磯田宜子、穴吹夏子
e-mail: h-gyoumu@erca.go.jp 電話:044-520-9544 FAX:044-520-2133

- (2) 入札説明書の交付期間および方法

本公告の日から平成25年12月6日(金)の17:00までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

<必要事項>

メール件名:【入札説明書希望】システム改修に関する業務

本文:①会社名、②所属部署、③担当者名、④電子メールアドレス、⑤電話番号

- (3) 入札説明会

行わない。入札説明書交付時に個別に説明する。

- (4) 「総合評価のために必要な書類」の提出期限

平成25年12月10日(火) 12:00

- (5) 「総合評価のために必要な書類」に関するヒアリング

平成25年12月10日(火)を予定。

- (6) 現行システムに関する図書の閲覧

本調達への応募者には必要に応じて、現行システムの基本設計書、詳細設計書について、以下のとおり閲覧可能とする。

- ① 閲覧期間

本公告の日～平成25年12月6日(金) 17:30まで

ただし、平日の9:00～17:30まで(12:00～13:00を除く)

② 閲覧の方法

事前に3.(1)の問い合わせ先に連絡し、了承を得ること。

4. 競争執行の日時及び場所

平成26年1月9日(木) 16:00

独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

5. その他

(1) 入札保証金に関する事項 免除する。

(2) 入札者に要求される事項

① この入札に参加を希望する者は、機構が交付する入札説明書に基づいて「総合評価のために必要な書類」を作成し、本公告に示した業務を完全に履行できることを証明する書類を併せて提出しなければならない。

② 開札日の前日までの間において契約担当職理事から「総合評価のために必要な書類」に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、提出された「総合評価のために必要な書類」については、機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき総合評価のために必要な書類を審査するものとし、審査の結果、合格した総合評価のために必要な書類に係る入札書のみを落札決定の対象とする。総合評価のために必要な書類の合否については、入札の前日までに連絡するものとする。

(3) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 「総合評価のために必要な書類」が、環境再生保全機構の審査の結果、合格していること。

(6) その他詳細は入札説明書による。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方

針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成16年4月1日

細則第20号

(一般競争等に参加させないことができる者)

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。